

モニタリングで確認しようとする交雑率について

1 モニタリングで確認する交雑率の設定

交雑を確認しようとする水準は指標作物のサンプリング種子数に関わるため、モニタリングの前提条件として設定が必要。

- (1) キセニア現象により、PCR法等の検査前に交雑の可能性を肉眼で容易に判別できる指標作物は、農林水産省指針のイネの隔離距離30mから予測される交雑率0.006%の検出に必要なサンプル数をモニタリングし、そのうちのキセニア粒についてPCR法により遺伝子組換え作物との交雑が認められないことを確認する。
- (2) キセニアを確認できない作物は、農林水産省のモニタリングで通常検出される下限付近0.010%の交雑検出に必要なサンプル数をモニタリングしても、交雑が認められないことを確認。

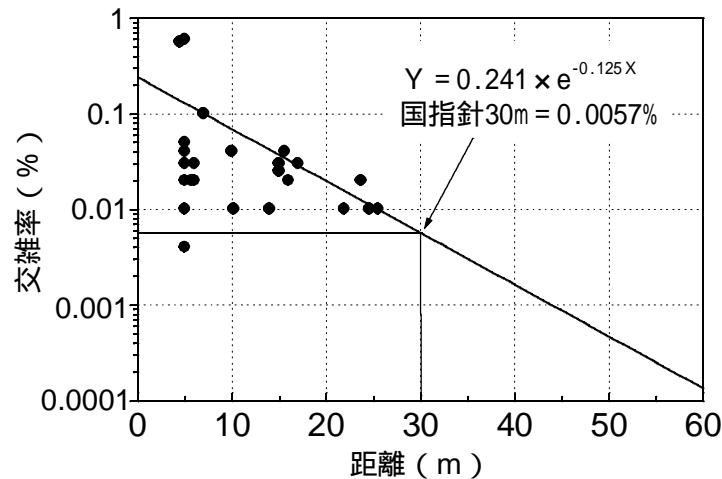


図 イネの花粉源からの距離と交雑率の関係
(農林水産省実験指針検討データを基に作図)

モデル式は Bateman A.J., 1947(Yamaguchi H. et al, Analysis on Pollen Flow in a Hybridizing Population between *Farfugium hiberniflorum* and *F.japonicum*, 1989 から引用)

2 現行のモニタリングの基準

- (1) 農林水産省指針 少なくとも1万粒を抽出
農林水産省所管の試験研究機関でのモニタリング粒数は、1地点当たり数千粒であり、この粒数に余裕をみて設定。
- (2) 新潟県指針 少なくとも1万粒を抽出

3 試験研究機関におけるモニタリング事例

- (1) 東北農研センター 平成16年度
174,300粒 (推定)(7距離×4出穂期×5株=140株、5株当たり6,225粒)
- (2) 北陸農研センター 平成17年度 637,800粒 モチ2品種でモニタリング
- (3) 国立環境研「平成15年度環境省請負業務 遺伝子組換え生物(ナタネ)による影響監視調査報告書」
採取地点1か所当たり22~1,266粒、合計33,020粒を採種し、2セットに分けて12~30日栽培後、各々ラウンドアップ、バスタを散布し、生き残った個体をすり潰して試料を調整。